

佐賀県からの注意事項（医療意見書について）

1 医療意見書様式の所在

- ・医療意見書の様式は、小児慢性特定疾病の対象疾病ごとに国により定められています。
- ・医療意見書様式は、医療意見書を作成する指定医が、「小児慢性特定疾病情報センター」のHPから該当するものをダウンロードし印刷してください。
小児慢性特定疾病情報センター<http://www.shouman.jp/>

2 「疾病の状態の程度」

- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度で医療費の助成をうけるには、対象者が、「小児慢性特定疾病」にかかっており、かつ、国の定める「疾病の状態の程度」に合致していることが必要になります。対象疾病にかかっていることだけでは、助成の対象とはなりません。
- ・疾病ごとの「疾病の状態の程度」についても「小児慢性特定疾病情報センター」のHPにて確認できます。
- ・佐賀県では、指定医が作成した医療意見書をもとに、対象者の「疾病の状態の程度」が国の基準に合っているかどうかを判断しています。指定医が医療意見書を作成する場合も、その内容によって「疾病の状態の程度」が国の基準に合致しているといえるかどうか見極めていただき、医療意見書の必要な項目に記載漏れのないようにお願いします。

※佐賀県小児慢性特定疾病審査会において基準を満たしていないと判断されれば不認定となりますので、対象者もしくはその保護者にはその旨を十分に説明してください。

3 記載内容の確認

- ・提出された医療意見書に不備や疑義があった場合、佐賀県から指定医の方に確認をお願いする場合があります。その場合、申請者を通じず直接医療意見書の差替えを依頼する場合がありますので、佐賀県からの送付文書を確認の上、適切な対処をお願いします。
- ・差替えをお願いした医療意見書は、佐賀県に送付していただく必要があります。対象者の個人情報に記載されていますので、紛失等のないよう、慎重な取り扱いをお願いします。
- ・「現状評価」欄の「小児慢性特定疾病重症患者認定基準に該当」とは、小児慢性特定疾病医療費助成制度における、各疾患群ごとの重症基準に該当するという意味です。「する」に○をつけた場合、重症患者意見書（医療意見書別紙）の提出

が必要となります。重症基準に該当していない場合は、「する」には○をつけないでください。

4 疾患群ごとの注意事項

①悪性新生物

- ・「疾病の状態の程度」には「治療終了後から5年」とありますが、この際の「治療」には、再発や転移の可能性があり、経過観察を行っている場合も含まれます。
- ・旧制度において治療終了後5年経過として小児慢性特定疾患の助成資格を喪失している場合でも、引き続き経過観察を行っている場合は、新制度ではあらためて対象とすることが可能な場合があります。
- ・再発や転移が認められる場合は「現在の症状」欄にその旨と確認時期を明記してください。

②慢性腎疾患

- ・「病理診断で診断が確定」していることが要件にある疾病については、旧制度で認められていても、腎生検等を行っていない等病理診断がされていないケースでは、要件を満たさないものとして不認定となる場合があります。
- ・薬物療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となります。
- ・「腎機能低下がみられる場合」とは、おおむね3か月以上血清クレアチニンが年齢性別ごとの中央値の1.5倍以上（※）の持続がみられる場合を指します。
※別添資料「小児慢性特定疾病指定医研修資料－対象疾病の概況－2慢性腎疾患」に数値が記載されていますので、参照してください。

③慢性呼吸器疾患

- ・気管支喘息で1年以内で3カ月に3回以上の大発作とありますが、一年間経過を確認する必要はなく、数カ月でも3回の大発作があれば対象となる可能性があります。ただし、新規申請の場合、初回、2回目の大発作については、さかのぼっての本制度の対象とはなりません。
- ・本疾患群では経過観察については「治療中」とはみなしません。

④慢性心疾患

- ・疾病ごとで適用基準に違いがあるので注意してください。
- ・「今後の治療方針」欄の通院期間に「(月回)」と記入する欄があります。治療中の判断基準の一つとしていますので、入院の場合以外、おおよその通院見込み回数を記入してください。

⑤内分泌疾患

- ・補充療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となります。

- ・成長ホルモン治療については、医療意見書作成に当たって開始基準、継続基準、終了基準をよく確認してください。
- ・結果的に承認期間中に身長が終了基準を超過しなかった場合、あらたな医療意見書提出によって追認することができます。
- ・継続基準を満たしていない場合でも、開始基準を満たしている場合、新規申請によって認められる場合があります。
- ・「最近の身長」は、治療開始日（医療意見書に記載する治療見込期間の初日）から2か月以内に測定した値を記載してください。「約1年前の身長」も必ず記載してください。

⑥膠原病

- ・薬物療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となります。

⑦糖尿病

- ・薬物療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となります。

⑧先天性代謝異常

- ・原則として、対象疾病に該当する場合で、当該疾病に対して何らかの治療を行っている場合に加え、その治療の経過を観察している場合、承認となります。

⑨血液疾患

- ・補充療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となります。

⑩免疫疾患

- ・補充療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となります。

⑪神経・筋疾患

- ・運動障害等、対象者の症状が要件として定められている場合、当該要件に該当しないと不認定となります。

医療意見書の該当欄に明記するか、医療意見書に適切な選択肢がない場合、所見欄に、要件を満たしていると判断するに足る、具体的な症状について記載してください。

- ・薬物療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となります。

⑫慢性消化器疾患

- ・疾病により症状があることが要件として定められている場合又は治療を要する場合、当該要件に該当しないと不認定となります。

医療意見書の該当欄に明記するか、医療意見書に適切な選択肢がない場合、所見欄に、要件を満たしていると判断するに足る、具体的な症状について記載してください。

- ・本疾患群では経過観察については「治療中」とはみなしません。

⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群

- ・意識障害等、対象者の症状が要件として定められている場合、当該要件に該当しないと不認定となります。
- ・薬物療法等、治療で行っている内容の要件が定められている場合、当該治療をおこなっていないと不認定となります。
- ・「基準（ア）、基準（イ）、基準（ウ）を満たす場合」、などと書かれていますが、すべてではなくいずれかの基準を満たせば要件をみたしたこととなります。
- ・基準（エ）において、「治療から5年を経過した場合」との記載がありますが、この取り扱いは悪性新生物に準じるものとします。

5 重症患者認定意見書

- ・疾患群ごと、部位ごとに要件がことなりますのでご注意ください。
- ・医療意見書の別紙になりますので、認定期間中の病状変更で重症認定を申請する場合、重症患者認定意見書に加えて、医療意見書の再作成が必要となります。

6 人工呼吸器等装着者申請時添付書類

- ・ペースメーカーは対象になりません。
- ・「離脱の見込み」については、認定期間中において離脱する見込みがあるのかわかりのかわかりを基準に記入してください。24時間の使用が原則で、就寝時に使用しない場合等は、離脱は「あり」となり不認定となります。
- ・生活状況欄について、どれか一項目に「自立」があった場合、不認定となります。
- ・医療意見書の別紙になりますので、認定期間中の病状変更で人工呼吸器等装着者申請を行う場合、本書に加えて、医療意見書の再作成が必要となります。